

その水、いつ採水しましたか？

プール水の水質検査を依頼する方へ

プール水編



水質検査は、採水後 12 時間以内 *に始めなくてはなりません。
検査機関が適切に検査できるよう速やかに搬入してください。

※濁度、色度、pH 値、一般細菌等の検査項目についての期間です。

プール水の水質検査を依頼する方へ

プール等取締条例で定めるプール水の水質検査の方法は都条例の規定により「水道法又は上水試験法（水道協会編）」に規定する方法によることと定めています。

水質検査方法(厚生労働省告示第261号)では、採水から試験開始までの期間が明確化されています。（H24年4月1日施行）

※ 厚生労働省告示第261号：水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法

◎水質検査機関が期間内に検査を開始できるように依頼してください。

速やかに持ち込むことのできる検査機関はありませんか。

検査機関と相談の上、採水時間や試料の運搬方法などを御検討ください。

◎毎月一回以上実施する項目の採水から試験開始までの期間は、下記のとおりです

採水後に速やかに試験できない場合、試料は冷暗所に保存し、右欄の期間内に試験を開始する必要があります。

項目	期間
一般細菌、大腸菌、濁度、pH値	12時間以内
過マンガン酸カリウム消費量	72時間以内

◎採水の際には採水時間を記録しましょう

採水者が検査を行うとは限らず、複数の人の手を渡ることが多いからです。



問い合わせ先

東京都多摩小平保健所 生活環境安全課 環境衛生第一・第二
TEL：042-450-3111（代表）